

俊明の交代——『続古事談』卷二第三十九話をめぐって——

船 城 梓

はじめに

最終官位を正二位、大納言・民部卿・太皇太后宮大夫とした源俊明は、平安時代末期の公卿である。

宇治大納言・源隆国の三男として生まれた彼は、故実を能くし、実行力に優れた、いわゆる大和魂^{オホニ}ある人物であり、その令名は後々にまで鳴り響いた。

例えば、藤原経房の日記『吉記』の建久元年（一一九〇）十二月の記事に、時の左大臣・藤原実房の言談として、

此次節会之時、不_レ着_二張下襲_一之由有_二口伝如何_一之由尋申、被_レ答云、嘉保二年正月一日民部卿俊明、治部卿通俊、江中_二納言匡房等_一着_二柳下襲_一、時之識者也、尤足_レ為_レ例、被_二暗誦_一、尤有_二其興_一事歟

（今私に訓点・傍線を付し新字体に改めた、以下同）

との記述がある。「時之識者」として、有力院司で『後拾遺和歌集』編者・藤原通俊、平安末期最大の学者・大江匡房と並び称され、故実の根柢とされており、俊明への評価の高さがうかがわれる。この俊明は、父・隆国がそうであったように、藤原摂関家と

の関わりが非常に強い。と同時に、慈円『愚管抄』^{注3}において「サウナキ院ノ別当」と評されるほどに、院政下における最高権力者である院、すなわち白河院との関係も強固なものであった。

しかしながら俊明は、なぜか軽しめられ、不可解な扱いを受けることがあった。

本稿で取り上げる『続古事談』卷二第三十九話は、そのような俊頼の不可解な扱いを取り上げる説話である。本稿では、その彼が受けた不可解な仕打ちについて考察し、『続古事談』のあり方について論ずることをその目標とする。

翻って、『続古事談』の収載話については、露わに語られること以外の部分に配慮が必要であるようであり、そうした『続古事談』の読解における話外の事情の重要性の一端は既に前稿に論じておいた。^{注4}

よって本稿では、先に掲げた目標とともに、前稿で提起したような『続古事談』編者の文学的営為の有様を、『続古事談』卷二第三十九話の検討を通じて改めて論ずることを、併せて企図するものである。

1. 『続古事談』巻二第三十九話について

『続古事談』巻二第三十九話を論ずるに先立ち、以後の便宜のためまずその全文を掲げておきたい。^{註5}

鳥羽院の大嘗会の御禊に、内大臣にはかに服暇に成て、大納言俊明、節下をつとむべきよし仰られけるを、江帥もりき、て、「五代太政大臣の子孫なる右大將をおきて、受領へたる民部卿この事をつとむ、心得ず」とひとりごちけるを、白河院きかせ給て、げにやとおぼしめしけん、右大將にあらため仰せられけり。江帥に「誠にさやいはれける」と人とひければ、「たしかにもおほえず。藏人弁頭隆、ものいひあしき人なり」となんいらへける。

(鳥羽院の(天皇として即位したばかりの時代の)大嘗会の(儀式の中の)御禊の折、内大臣が急に喪に服することになったので、(白河院が)大納言の俊明が節下(の大臣の代役)を務めるべきであることをおっしゃったのを、江帥が漏れ聞いて、「五代太政大臣を輩出した家の子孫である右大將をおいて、受領を経た民部卿がこの役目を務めるとは、合点がいかない」と独り言を言ったのを、白河院がお聞きなされて、確かにとお思いになったのだろうか、右大將に改めて仰せになった。江帥に「本当にそのように言われたのですか」と誰かが質問したところ、「明確に覚えていません。藏人弁の頭隆は、物の言い方が悪い人です」と答えたそうである。)

この『続古事談』巻二第三十九話は、鳥羽天皇の大嘗会の御禊で、行事の指揮をとる節下の大臣に任命されていた内大臣・源雅忠が服假(服暇とも)となり御禊に参加不能となった際の大納言・源俊明の逸話を取り上げている。俊明を代役に据えようとした白河院に対し、当時大宰権帥で江帥と通称される大江匡房がひそやかに批判をし、それを受け入れた白河院は、俊明ではなく右大將・藤原家忠に節下を任せ、という内容である。その焦点は、俊明の有様、匡房が俊明について述べたつばやきの意味するところと、藏人弁として白河院と匡房の間を取り次いだ藤原頭隆の働き、そして白河院が突然俊明から家忠に「あらため」た理由にあるであろう。

本稿では以下右の謎を念頭に当該話の読解を試みる。

2. 史料にたどる鳥羽天皇御禊

『続古事談』巻二第三十九話については、先行研究によって、多く史料で跡付けられることが明らかにされている。

そこで、山本和明氏らがつとに整理されたところ^{註6}ではあるが、本稿で当該話を論ずるための基礎として、諸史料に見える鳥羽天皇御禊までの経緯を改めてたどりたい。

そもそも大嘗会は、天皇踐祚後の最初の新嘗祭であり、即位儀とともに天皇の即位儀礼の根幹を成す。その大嘗会そのものは踐祚年もしくは踐祚翌年の十一月に行われるのであるが、それに付随して様々な儀式・行事が存在する。

御禊は、大嘗会と同年の十月に天皇自らが賀茂の川原で禊^{みそ}ぎを行う、大嘗会付随の儀式中でも重要なものである。

鳥羽天皇の大嘗会は、踐祚翌年、天仁元年（一一〇八）に行われたが、御禊までの日程を、当時御禊の設営を担当する装束司の長官であり御禊に関して詳述している藤原宗忠の日記『中右記』^{註7}に見れば、九月五日の装束司・次第司選任の除目に始まり、日時決定、陪從選定、実施地の決定と測量、会場設営、鹵簿図の奏上、実施の発令儀式等を経て、十月二十一日が御禊当日、と、都合一か月半に及ぶ準備を要する一大行事であることが分かる。

そして、この諸準備の中で起こった事件が、十月十日の源妃子の死であった。

『中右記』の天仁元年同日条の記述を見よう。

及深更^一藏人弁送^二書状^三云、土御門尼上今日卒去、仍人々多服飯出来、御禊大嘗会可有^レ議定^一事、明日巳刻以前可^レ参^二殿下^一者、申^三承^二了^一由、

件尼上者、名^レ妃子、從^二二位也、故土御門源右府之長女、故右大将通房卿家室、当時左大臣姨也、年来之間為^レ尼、年八十二

この日卒去した土御門尼上こと源妃子は、右大臣を務めた源師房の長女で、右大将であった藤原通房に嫁いだが、通房が二十歳で夭折したため以後は寡婦を通し、後に出家。天仁元年時点の左大臣、源俊房の姉にあたる。

問題は傍線部である。妃子の死により、その一族縁者に服飯すなわち忌引に入る人物が多く発生した。御禊は神事であり、

場合にもよるが服喪者は一定の期間参加が許されない。妃子の死は、御禊に参加できない多くの貴族を生み出した可能性があったわけである。御禊に参加させられないとなれば、急ぎ交代の要員を定めなくてはならないが、その中には儀式上重要な役割を果たす人物が複数含まれるわけで容易ではない。これが、既に見た『続古事談』巻二第三十九話の発端なのである。

右の状況を受けて、翌十一日、摂政右大臣・藤原忠実が白河院のもとに参じてその意向を確認、主要な公卿に下達し、交代要員の検討が行われた。同じく『中右記』の十月十一日条によりながら、以下その概略を確認する。

十月十一日に忠実のもとに俊明、宰相中将・藤原忠教、左大弁・源重資、そして『中右記』の記者である藤原宗忠が集まり、議定がなされた。

その冒頭、忠実より「院仰云、依^三土御門尼上入滅事^一、左大臣、内大臣、^翻御禊前次第長官左衛門督雅俊卿、主基国司丹波守季房朝臣、同行事左小弁雅兼等已^三三月服、二十日^一飯也、而何様可^レ被^レ行哉、大略可^レ議定申^一者」と、服飯に伴う処置を議定せよとの院の意向が示される。

服飯は、律令に規定がある。妃子は、左大臣・源俊房から見て姉、内大臣・源雅実、主基国司・源季房、左少弁・源雅兼等から見て姑（父方のおば）にあたる。服、すなわち服喪の期間を定めた「喪葬令」服紀条に「曾祖父母。外祖父母。伯叔姑。妻。兄弟姉妹。夫之父母。嫡子。三月。」とあり、また服に伴う休暇である飯は「飯寧令」に「凡職事官。遭^三父母喪^一。並解官。自余皆給^レ飯。（中略）三月服二十日。」とあるから、俊房らに

は白河院の言の通り、三か月の服喪と二十日間の休暇が与えられることになり、通常、行事参加は難しい。

そこで服仮の人々の処遇に関する議定の前提として、まず大嘗会御禊の際の服仮の人物の参会の前例が確認されている。諮問を受けた大外記の中原師遠からの勘申(回答)では、仁和三年の御禊では仮の最中に「有_二指仰_一」つたため、源多の一族が供奉し、長元九年御禊では後一条天皇中宮・藤原威子が九月に崩じたものの兄弟にあたる藤原道長の子らは供奉し、中でも二条殿すなわち藤原教通は節下の大臣を務めており、承保元年に上東門院・藤原彰子が崩じた際には、「依_二仰_一徐_二服_一」、一家の人々が供奉していることが報告されている。

右の勘申を受け、参加者のうち、民部卿・俊明、宰相中将・忠教、左大弁・重資の三人は、「依_二仁和例_一、服仮之人供_二奉御禊_一、何事之有哉、就中長元九年、承保元年、又以如_レ此也、節下大臣次第司長官不_レ可_レ被_レ改」と、仁和四年の例に基づき、服仮の人であつても供奉に問題はなく、長元九年、承保元年の例に鑑みて節下大臣・次第司長官の交代は不可とする。

これに対し、『中右記』の著者である藤原宗忠は、服仮の人々の御禊への供奉を、「頗不_二穩便_一」とし、仁和以降の觀念の变化と長元・承保の時代的違いを述べて、節下大臣・次第司長官を変更すべきと提言する。加えて「大納言」を節下大臣の代役とした際の吉例の多さを述べて、俊房・雅実が服仮の間は大納言の代行が適切とする。また、服と仮に差がある旨を述べる。

これらの見解を受け、摂政・藤原忠実は、「人々供奉有_レ例者、何事之有哉、但至_二節下人、次第司長官_一者、猶可_レ被_レ改歟」と、

供奉は問題ないが節下大臣と次第司長官は改めるべきであるかとの見解を述べ、次いで宗忠が主張した、服と仮の重みの違いを二人の明法博士に諮問する。

その後、藏人弁・藤原顕隆を以て上記の詳細を白河院に奏上。戻ってきた顕隆は(おそらく白河院の指示により)大宰権帥・大江匡房にもこの件の意見を聴取しており、「大略同_二人々被_レ申旨_一」であつたことを確認している。

その上で白河院の判断が示されたのであるが、その内容は、仁和例已往古事、頗不_レ叶_二今世作法_一、仮内人々供_二奉御禊_一一条、不_二甘心_一思食也、是非_二遊興臨幸_一、第一神事也、

すなわち仁和の例は古すぎて現在の作法に合わず、仮中の人々が御禊に供奉することは納得できない、遊興ではなく第一の神事である、というものであつた。その上で「強尋_二上古希代例_一、不_レ可_レ用歟」(無理に昔の珍しい例を探して援用すべきではない)とし、節下は「民部卿可_二勤仕_一」(民部卿(＝俊明)が務めるべき)であり、他の役職もみな交代、服仮の人々は供奉してはならない、行幸に供奉する人数が少ないことよりも服仮の人々が多く供奉することが問題である、というもので、宗忠と同様に服仮時の供奉に対して厳しい見解である。

さて、この一連の流れで注目されることは、俊明ら議定に参加した複数の公卿が必ずしも必要でないと考えたことが、最終的には白河院の強い意向により決定されたことである。

加えて白河院が自ら、節下は「民部卿」と述べていることも

注目されよう。宗忠の意見では「大納言」とするのみで、個別の名は挙げられることがなかったのであり、俊明を指名したのは、白河院その人であったわけである。

ところが、御禊当日十一月二十一日の『中右記』では、「節下右大将就^二旗標^一、^{少納言家}」とあって、唐突に節下大臣役を民部卿・俊明ではなく、右大将、すなわち藤原家忠が務めていることが分かる。

如上の経緯を『御禊行幸服飭部類』^註所引『大記』逸文で、

抑近代例、大臣人多為^二節下^一、而左府籠居触^レ穢、内府服仮、仍上臈大納言民部卿雖^レ当^二其仁^一、在^レ議召^レ之、

とすることは、繰り返しになるが、これも早く山本和明氏の指摘するところである。

白河院の、しかも強い意向を覆せるのは院本人の更に強い意向の他になく、家忠を「召」すという変更を白河院になさしめた「議」とはなんであったのか。匡房の「大略同」意見の他との違いは如何なるものであったのか。また、匡房・顕隆を含む関係者が、どのようにその交代に関与していたのか。諸記録には具体的な説明が見えず詳細は謎である。

対してこれらの謎を説明するのが、『続古事談』卷二十九話、二十九話、ということになる。逆に言えば、『続古事談』卷二十九話を読み解くことは、既に述べたことであるが、右の謎を考察し、まがりなりにも解くことであると伝えよう。

3. 先行研究の確認

では、先行する諸研究では、『続古事談』卷二十九話をどのように読み解いているのであろうか。

『続古事談』卷二十九話を最初期に論じたものとしては、既に触れた『続古事談注解』における山本和明氏の考察が挙げられる。^註山本氏は、当該話形成の背景として白河院と匡房の親密さを指摘し、その上で、当該話に見られる匡房のつばやきについて、『水左記』永保二年十二月十九日条に見える、源俊房・顕房兄弟の任右大臣についての白河院の諮問に対して、匡房が顕房の国守経験を理由に俊房を推したことを踏まえ、先例にならって受領経験者を避けようとする意識が匡房に働いたものとする。

以後、おうふう本『続古事談』^註、新大系本『続古事談』^註でも、この捉え方が踏襲されている。

また、これとは別に荒木浩氏は、当該話を『続古事談』にしばしば取り上げられる勸修寺氏の、氏長者をめぐる一族内の相克を背景に、顕隆の人間性を批判する意図を持つものとする。その上で、匡房の「ものいひあしき人」という表現は、議定に参加した公卿に匡房の認識を「大略同」と伝えその真意を伝えきれなかった担当の弁官としての顕隆への批判として作用する^註とする。

このそれぞれに首肯すべきところは多い。

その上で、本稿においては、場合分けをもとに、当該話を考察する。

なんとすれば「匡房」が実際には何を言ったのか、またこの

言葉が真実白河院を動かした原因であったのか、という二つの条件の組み合わせによって、『続古事談』巻二十九話は大きく性質を違えるからである。

4. 『続古事談』巻二十九話の読解

前章末で述べた観点に従い、当該話が内包するいくつかのケースに沿って当該話の内容について改めて考察する。

第一のケースは、匡房が実際に「五代太政大臣の子孫なる右大将をおきて受領へたる民部卿この事をつとむ、心得ず」とつぶやき、それを白河院が受け入れていた場合である。

実はこの匡房と白河院の間接的なやり取りを受けて想起される『続古事談』とはほぼ同時期に著された書物がある。慈円の『愚管抄』である。

『愚管抄』巻四に、次のような一節がある。

九条ノ右丞相ノ子ナレドモ公季ヲモヒモヨラデ、ソノ子ムマゴ実成、公成、実季ト五代マデタエハテ、ヒトエノ凡夫ニフルマイテ代タヲヘテ、撰政ニハサヨウノ人ノイルベキホドノツカサカハ。

この一節が『続古事談』巻二十九話における匡房の発言と重なることは明らかであろう。これは、閑院流の藤原公実がある時、新天皇の外戚たること理由に撰政の地位を望んだことを、後に『愚管抄』の著者・慈円が批評した言である。その上でこの発言の内容を慈円は「サル事ハ又ムカシモイマモアルコトナ

ラズト、親疎、遠近、老小中年、貴賤上下、思ヒタルコト」とし、そのように思われている状況にも関わらず、公実が撰政を望んだことを「イサ、カモヲボシメシハヅラウハアサマシキコトカナト思ヒケルナルベシ」（少しでも思い悩まれるのはおかしなことだと思つたのだらう）と続ける。

実は右の傍線部で「オボシメシハヅラ」つた人物こそは白河院であり、「思ヒケ」る人物は源俊明その人である。

公実が撰政を望んだ「ある時」とは『続古事談』巻二十九話の一年前、嘉承二年（一一〇七）七月十九日の鳥羽天皇践祚の際のことであつて、公実の望みを阻み忠実の撰政就任の立役者となつたのが、俊明であつたのである。

もつとも、『愚管抄』の記述によれば、俊明自身は、公実の懇望に思い悩み三重に通路を封鎖して寝込んでいた白河院の寢所へ、院の別当として封鎖を解かせて出向き、踐祚の子細をどうするか尋ね、「撰政をどうしたらよいものか」と口を開いた白河院が続けて「無_二左右_一如_二元トコソハアルベケレ_一」（当然元通りであるべきだ）と述べたのに合わせて、声高く返事をして、それ以上何も言わずに退出したにすぎない。

しかしながら、実際の俊明の動きは、『殿曆』^{（註）}嘉承二年七月十九日条に、

午了許内府並民部卿余相示云、於_レ今者可_レ申_レ院者、仍此由令_レ申、其次御讓位之由同申_レ之、雖_レ然無_レ御返事_一、数度奏_二此由_一、雖_レ然全無_レ御返事_一、余不_レ及_レ力、仍暫下_二宿所_一、暫休息之間及_二酉時許_一、而問民部卿来_二宿所_一云、法皇云、

為_レ撰政_一御讓位事可_二勳行_一者、又内府相共先帝御沙汰可_二量
行_一者、余着直衣・冠等相合、敬申_レ承由奏了、

『中右記』同日条に、

已及_レ未_一一点、大僧正被_二退去_一、(中略)此間民部卿被_レ申_二
殿下_一云、天下大事為_二之如何_一、殿下(御云ノ二字脱カ、船城)早可_レ
申_レ院也、璽劍其沙汰欲_レ隨_二法王仰_一者、民部卿則參_レ院被_レ
奏之処、法王凡前後不_二知給_一、左右無_レ仰之由、付_二下官_一被_レ
申_レ殿下_一、仍万事不_レ被_二仰下_一也、(中略)申時許、民部卿
奉_二院宣_一被_レ參云、

幼主未親万機之間、右大臣藤原朝臣令_二撰政_一、璽劍被_レ渡_二
新君_一事、早任_レ例可_二沙汰_一者、(後略)

と見える。これらに言う民部卿が俊明であるから、午の刻から
酉の刻_レ未の刻から申の刻と、事の開始から決着まで最大二時
間の差があるものの、無_二御返事_一、「左右無_レ仰」とともに『愚
管抄』の叙述よりも俊明の申し入れに対して白河院の反応が鈍
く時間がかかったことをうかがわせる。質問と返事のみ白河
院と俊明のやり取りは、ことを清らかに言おうとする『愚管抄』
の文飾である可能性があるのである。

この認識に基づいて再びこの事件に関する『愚管抄』の評を
見れば、「思ヒケルナルベシ」としながらも、俊明の思惟であ
るはずのものを、「親疎、遠近、老小中年、貴賤上下、思ヒタ
ルコト」と述べ、しかも「コノ物語ハミソカゴトニテ、ウチマ

カセテ世ノ人ノシリテサタスル事ニテハ侍ラヌナメリ」(この
話は密事であつて表立つて世人の知つて噂することではないだ
ろう)としつつも、「アマネキ口外ニハアラネドモカクコソ申
シツタヘタレ」(一般に口外されたことではないがこう伝わっ
ている)と、暗にこの事件における俊明の働きが語り継がれた
こと、「五代マデタエハテ、……」という認識が一般に流布し
ていたことを示唆する。この認識は、その通り発せられなま
でも、それに近い情報を含んだ内容が俊明から白河院に向けて
伝えられたのではなかったか。

このことを踏まえて、改めて『続古事談』巻二十九話の
匡房の発言を見れば、その言の辛辣さが理解されよう。ほとん
ど痛罵と言つてよい。

匡房のこの言は、従前の外戚という立場によつて撰政を望ん
だ大納言・公実の撰政就任を阻み、撰闕家という出自によつて
忠実を撰政へと導いた大納言・俊明を、一の大納言という立場
ではなく、五代太政大臣の子孫_レ受領を務めた民部卿という出
自・家柄の差を理由に節下の大臣から引きずり下ろすもので
あつて、正しく俊明自身に俊明の仕打ちを被らせる、竹篋返し
と言える。匡房のこの所為は巧みに言葉を探り他者を批判する
点で、いわゆる「物云ひ」に属するものとも言えよう。この言
の背景には、当然俊明のみならず忠実への反感がある。

実際、この前後の時期の忠実には反感・反発からの様々な仕
打ちがなされたものらしい。例えば、『今鏡』には、堀川天皇
崩御に先立つ嘉承二年正月、忠実の任闕白大臣の大饗の際、内
大臣・源雅実が大臣を恒例とする尊者として招かれながら現れ

ず、それを知った四条宮・藤原寛子が「むげにくだりたるかな」と嘆いたという逸話を取める。なおこの時、代理の尊者を務めたのは、やはり大臣ならざる俊明であった。

寛子の言う「くだりたる」世情は、生母が内親王で摂関家を外戚とせず、藤原頼通と対立して藤原氏の力を削ぐことに注力した後三条天皇の下で胚胎し、続く白河・堀河と三代に渡り育まれた。この後三条天皇の東宮学士から側近として立身し、後三条・白河・堀河三代の帝師となつて、大きな影響力を持ったのが大江匡房である。

また、忠実の父・師通の死後、長治二年（一一〇五）十二月、二十八歳の若さで忠実が関白右大臣となるまで六年間、関白が置かれていなかったことによる摂関家の家勢の衰退も「くだりたる」世の一つの理由であつたらう。逆に言えば、忠実の関白、次いで俊明が導いた摂政への就任は、敵対者たちがようやくよくに削り取つた摂関家の勢力の復活につながるものであり、俊明はそれをお膳立てしたことになる。

忠実の敵対者たちの間には、忠実と、融和的姿勢で院の近臣でありつつ忠実を摂政に就かした俊明に対する不満と反感が渦巻いていたことは想像に難くない。それを皮肉の形で匡房があえて口にしたことの機微を白河院が感じ取り、節下大臣の交代を行つたと、この第一のケースでは読み解きうる。

そして、その言の辛辣さを自覚していたゆえに、匡房は院と匡房を取り次いだ顕隆にその責を転嫁し韜晦したことになる。

この場合、当該話の最終的な焦点は、匡房の弁舌と人格にあることにならう。

では第二のケース、匡房が「五代太政大臣の子孫なる右大将をおきて受領へたる民部卿この事をつとむ、心得ず」とつばやいた事実がないにもかかわらず、顕隆がそのように流布させたという場合ではどうなるか。

匡房のつぶやきの意味は表面上変わらぬ。

しかし今度は、俊明・忠実に向けての攻撃であることはもちろん、そのようなきつい皮肉を口にしかねない匡房の慳貪さあるいは狷介さをも露わにするものとなる。

実際、匡房はそのようなことを言い出しかねない人物であつた。先行研究が指摘するように、源俊房・源顕房兄弟が右大臣を争つた際、受領経験を理由に顕房を退けたのが匡房であつた。

まして忠実の関白就任直後の長治三年（一一〇六）三月十一日の除目で、匡房は二度目の大宰権帥に任ぜられ、中納言を辞している。この大宰権帥への補任が、匡房にとつて少なくとも快いものでなかつたことは確かであろう。その後、匡房は足の病により大宰府に赴任せず自宅に籠居しており、天仁元年段階では社会問題化すらしている。

例えば天仁元年三月、大宰府で神民の蜂起と盗賊の跋扈により放火、殺人が頻発との報が朝廷にもたらされた際、『中右記』では、匡房が権帥に任じられた後、三年間大宰府に下向しないことが騒乱の原因であり、しかも罰せられず、今騒乱への対応が陣定に付せられたのは、「為朝家誠以不便也、匡房所為不穩便」歟（「国家のために誠に問題であり、匡房の所行は妥当でない」と述べられている（天仁元年三月五日条）。

その混乱の生々しい天仁元年十月、忠実、そして俊明に、意

趣を持っていてもおかしくはない、と世の人に思わせるものが、匡房にはあった。あったからこそ当該話に現れる「人」は、「誠にさやいはれける」と問うたわけである。可能性がなければ問うことはないものであり、その非常に微妙な匡房の有様をも第二のケースでは描きだす。

このケースでは、件の皮肉は、世の人の視線を剔出し、その視線をもって忠実・俊明・匡房を撫で斬りにすることになる。これを顕隆が流布させたとするならば、誠に匡房が言うように、「臧人弁顕隆、ものいひあしき人なり」と言ってよい。

この場合、当該話は匡房をすら鼻白ませる顕隆の弁舌・人格に焦点があたることになる。

第一・第二のケースのどちらがより適するかは、なお今後の検討を必要とするが、ひとまず本稿では、当該話がいわゆる「物言ひ」譚の形式をとりつつ、当時の政治状況を鋭く批評する性格を有すると考えられることを指摘しておきたい。

5. 俊明交代のもう一つの可能性

如上のように『続古事談』巻二第三十九話を讀んだ上で、再度当該話を眺めるに、なお第二のケースにおいて明らかでない点があることに気付く。

それは、匡房が「五代太政大臣の…」というつぶやきを発しなかつたならば、白河院が俊明を退けた理由となつたのは、如何なる「議」であつたのか、ということである。

具体的にその内容を語る資料を見いだせていない以上、本来知りえないことであるが、推測を示すことは不可能ではない。

状況証拠に基づく一つの可能性としてこれを述べておきたい。鳥羽院御禊の節下の大臣役を決定する、最終決定権者が白河院であることは既に述べた。

この白河院が、伊勢神宮の神職の長である祭主を尊重し重視したことは、繰り返し『続古事談』によって語られるところである。例えば、巻一第十三話では、政務に飽いた白河院の意欲を取り戻すために祭主の名が利用されている。いわば伊勢神宮こそは白河院の泣き所であつた。

翻つて大嘗会儀礼でも祭主初め大中臣氏の神職が大きな役割を果たす。

白河院が鳥羽天皇大嘗会儀礼において祭主を厚く遇したことは、大嘗会直後、祭主・大中臣親定が三位に叙せられたことを、藤原宗忠が「祭主叙三位、希代勝事也、長元比輔親以後、此事久絶也」とすることからも見てとれる。（『中右記』天仁元年十一月二十日条）。

勿論、御禊儀礼でも大中臣氏は神祇官として大きな役割を果たしている。当日は祭主・親定が伊勢神宮に参籠して祈りを捧げ、神祇少副の大中臣輔清が儀式で「御麻」を扱つてい^まる。

また、御禊の装束司長官であつた宗忠は、天仁元年十月五日、御禊当日の成功を祈つて伊勢に向かつて遥拝を行つており（『中右記』同日条）、御禊が伊勢神宮に属する儀礼と考えられていたことが分かる。

このような状況下、白河院に、俊明が伊勢神宮にとつて都合な認識を有することを告げればどうなるか。

実は、大江匡房の言談をまとめた『江談抄』の一本、『水言鈔』

の中に、次のような記述がある。^{註28}

又問云。熊野三所権現本縁如何。答被云。熊野三所伊勢大神宮御自身云々。本宮並新宮大神宮也。那智荒祭。又大神宮救世觀音御变身云々。此事民部卿^{俊明}所被談也云々。

(訓点、原文)

これによれば伊勢神宮と紀伊の熊野神社の祭神は同体であるとの説があり、それを述べたのが俊明であるというのである。

この条は、伊勢熊野同体説と呼ばれる伊勢・熊野に関する院政期の思潮を物語るものとしてしばしば引かれる。通説では匡房が俊明を尊重したゆえに、このように語り残したとされる。^{註29}

しかしこれは、単純に俊明を尊重したゆえのことであろうか。あるいはこの説が同時代的に特異な説であったからこそ語り残したとは考えられないであろうか。

当然であるが、伊勢神宮側にとって他所の神が自社の神と同体という扱いを受けることは、権威と権益を損なうものであつて、到底受け入れられるものではないであろう。

そのような認識を有する人間が、節下を務めることを、伊勢あるいは白河院が肯んじ得なかつたことが「議」の正体であつたとすれば、俊明が突然不適任とされることも理解しうる。

では、誰がその俊明の認識を白河院に伝えたのか。伊勢側から言い出された可能性もあるが、最も有力なのは匡房であるはずである。『江談抄』の成立の最下限を匡房没の天永二年(一一一一)とすれば、鳥羽大嘗会の天仁元年はわずかその三

年前であり、まさしく同時代のこととして、俊明の伊勢熊野同体説が語られていたことは重要であろう。それは同時に白河院と匡房の間を取り次いだ顕隆の役割を改めて浮かび上がらせる。

ただし、伊勢熊野同体説を背景として『続古事談』巻二第三十九話を読みうるとすれば、同体説の詳細を『続古事談』編者が知っていて初めて意味を持つと言える。

これについては『長寛勘文』との関わりから、それがあり得たことが見てとれる。

伊勢熊野同体説は、後、長寛年間になって、朝廷で大問題となり、可否を問うため識者等への諮問がなされ、勘文(上申書)が提出された。これをまとめたものが『長寛勘文』である。

この『長寛勘文』の諸本のうち、石清水本(石清水田中家所蔵『太神宮与熊野山同体否諸家勘文』)には、これまで知られていなかった公卿勘文群を収載するが、この中に藤原光頼(為房曾孫)、顕時(為房孫)、顕長(為房孫)、親隆(為房子)ら勸修寺流の人々のもの^{註30}が多く含まれる(ただし光頼の勘文は本文を欠く)。

特に顕長勘文について、川尻秋生氏は、「他の公卿たちが言を左右にして明言しないか中原業倫の説に加担する中にあつて、顕長のみは伊勢と熊野は同体では無^{註30}」いことを明確に述べているとし、その所以を顕隆の影響に求めている。

また、『長寛勘文』の担当の弁官が、同じく勸修寺流で『続古事談』中に繰り返し逸話が語られる藤原長方であることも注目されよう。

伊勢熊野同体説は勸修寺流にとつて、共通かつ重要な思想的あるいは政治的問題であつたと考えられるのである。

既に若干触れたところであるが、先行研究においては、『続古事談』編者を藤原氏勸修寺流に属する者とする見解が有力である。ことに長方の子長兼は『続古事談』編者に擬す説もある。よつて、『続古事談』編者においてもまた、伊勢熊野同体説に関する詳細を知悉していたとすることは十分可能であろう。しかも顕時勘文中に、次のような記述がある。

其間 白河院御時、匡房卿令_レ申_二此旨_一之由、有_二沙汰_一歟。
備_二顧問_一之輩定_レ注置歟、可_レ被_レ相_二尋彼宛等_一歟。

(訓点、原文)

これは、正確な時点は不明であるが白河院の時代に、匡房が伊勢熊野同体説についての発言・勘申等を行つており、朝廷あるいは白河院と其の見解の共有がなされた、と「沙汰」され語られていたと、顕時が認識していたことを示す。

加えて、件の「在_レ議召_レ之」の「議」に関して記述する『大記』が、『為房卿記』の別名であつて、為房が事の詳細を知っていたであろうことも、『続古事談』巻二第三十九話と勸修寺流の関わりを補強する。

伊勢熊野同体説を俊明交代の背景とした『続古事談』巻二第三十九話の読解を、一つの可能性として提示しておきたい。

おわりに

以上、『続古事談』巻二第三十九話で語られる白河院が節下大臣として俊明を退け、家忠を用いた事件の謎をたどつてきたわけであるが、その背景には、鳥羽朝の、あるいは院政期を通じての(「まつりごと」)をめぐる様々な思惑・事情がある。

事件の端は、二十九歳での堀河天皇の崩御と、鳥羽天皇の五歳での踐祚に発するものであつて、子の夭折に衝撃を受けながらも、廷臣を御し、孫の即位をして十全たらしめんと腐心し、王家の存続を図る、白河院の苦衷・苦闘も思惑・事情のうちに数えてよからう。

そのような思惑・事情の重なりを背景とする『続古事談』巻二第三十九話の読みの可能性の広範さは、『続古事談』がどのようなアングルに立つて読むかによつて、その性格を大きく変えることを併せて物語っている。

アングルをどのように把握するかを、『続古事談』編者は問いかけていようにも思われる。

逆に言えば、『続古事談』の編者とその想定読者は、知的文脈を共有し、読者は容易には表面に現れないアングルを自在に定め得たことが予想されるのである。

このように考える時、『続古事談』編者を藤原氏勸修寺流の何者かに擬する先行諸研究の蓋然性は更にその度合いを増したと考えるところである。

その上で、本稿での検討の過程で明らかになつた範囲においては、為隆・顕隆以外の、これまでにあまり指摘のない、長隆・親隆・朝隆らの裔―それは下野守行・長周辺を含み込む―に『続

古事談』編者を求める可能性を残すとも考えられるのであるが、既に論ずるに紙幅なく、次稿以降に俟ちたい。

ひとまず『続古事談』巻二第三十九話が、鳥羽天皇御禊に關わって、匡房あるいは顕隆が「物言ひ」でもって俊明を追い込む姿を描くとともに、その背景にある藤原忠実の摂政就任を含む院政期の政治状況を鋭く批評する収載話であることを確認し、本稿の結論とする。

注

- 注1 「『ざえ(漢才)』に対して、日本人固有の知恵・才覚または思慮分別をいう。学問・知識に対する実務的な、あるいは実生活上の才知、能力。」(「やまとだまし」、『日本国語大辞典』第二版第十三卷、小学館、二〇〇二)
- 注2 高橋秀樹編『新訂吉記』本文編(日本史史料叢刊、和泉書院、二〇〇二)
- 注3 岡見正雄・赤松俊秀校注『愚管抄』(日本古典文学大系、岩波書店、一九六七)
- 注4 拙稿「その外たまたま貫首になれり―『続古事談』巻二第三十五話と長暦の争拒」(『説話』第一三三号、説話研究会、二〇一九)
- 注5 本文は川端善明・荒木浩校注『古事談 続古事談』(新日本古典文学大系、岩波書店、二〇〇五)による
- 注6 神戸説話研究会編『続古事談注解』(和泉書院、一九九六) 卷二第三十九話注釈

注7 『中右記』本文については、天仁元年六月までは東京大学史料編纂所編『中右記』一〜七・別冊(大日本古記録、岩波書店、一九九三〜二〇一四)を用い、それ以降は増補史料大成刊行会『中右記』三〜七(増補史料大成、臨川書店、一九六五〜一九八〇)を用いた

注8 井上光貞校注『律令』(思想大系、岩波書店、一九七七)

注9 なお、忠実の言談『中外抄』の上巻十八話では、触穢を強く忌むようになった時期を後朱雀院の時とする

注10 堀保己『群書類従』第六輯第二百一十一卷(経済雑誌社、一九〇〇)

注11 前掲注6書

注12 播磨光壽・磯水絵・小林保治・田嶋一夫・三田明弘編『続古事談』改訂版(おうふう、二〇〇六)

注13 前掲注5書

注14 荒木浩『為隆と顕隆―勸修寺流藤原氏と』『続古事談』(『語文』、大阪大学国語国文学会、二〇〇三)

注15 東京大学史料編纂所『殿暦』一〜七(大日本古記録、岩波書店、一九六〇〜一九七〇)

注16 なお、『為房卿記』同日条(黒川春村編『歴代残闕日記』巻十八(第七冊、臨川書店、一九八九)所収)では「晡時」(日暮れ時)とする

注17 「物云ひ」については、拙稿『今昔物語集』本朝世俗部の仏教的背景―巻二十八をめぐって(『日本語と日本文学』、筑波大学国語国文学会、二〇〇四・八)、小峯和明「笑う声―笑話の位相」(『説話の声―中世世界の語り・歌・笑い』、新躍社、

二〇〇〇所収)等参照

注18 榊原邦彦・藤掛和美・塚原清編『今鏡—本文及び索引』(笠間書院、一九八四)

注19 『公卿補任』寛治二年条。本文は、黒板勝美編『公卿補任』一

四(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九三四—一九三九)

注20 前掲注19書

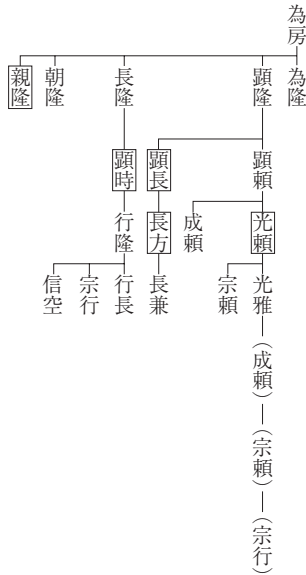
注21 前掲注7天仁元年十月二十一日条

注22 江談抄研究会『古本系江談抄注解』(明治書院、一九七三)、『水言抄』一七五

注23 前掲注22、当該条注釈。他に伊藤聡『中世天照大神信仰の研究』(宝蔵館、二〇一一)、源健一郎「聖地復興と「匡房」の言説—熊野における花山院伝承の背景として」(『日本文学』、日本文学協会、二〇〇八・七)等

注24 本文は『山梨県史』資料編三(山梨県、二〇〇一)

注25 今、『尊卑分脈』に従って略系を示せば次の通りである



() は養子、□ は、『長寛勘文』に関連

注26 川尻秋生「長寛勘文」の成立」(『山梨県史研究』十一号、二〇〇三・三)。なお、『長寛勘文』ならびに伊勢熊野同体説については、この他、注21伊藤著書・源論文や、川尻秋生「長寛勘文を読み直す—君主権と熊野」(大橋一章・新川登喜亀男編『仏教文明の受容と君主権の構築、勉強出版、二〇一一、所収)、川崎剛志「修験の縁起の研究—正統な起源と歴史の創出と受容」(和泉書院、二〇二二)、高橋美由紀「伊勢神道の成立と展開」増補版(ぺりかん社、二〇一〇)、等に詳しい

注27 前掲注24書所収、神宮文庫本『長寛勘文』

注28 『統古事談』編者と勤修寺流の問題は志村有弘「統古事談の特質と編者」(『説話文学研究』九号、説話文学会、一九七三)でその関係性が示唆され、木下資一「統古事談」と承久の変

前夜」(『国語と国文学』、東京大学国語国文学会、一九八八・五)、同「解説」(前掲注6書)、同「統古事談—長兼編者説再論—任子説話の位置のことなど」(池上海一編『論集 説話と説話集』、二〇〇二)、同「統古事談」巻六「漢朝」部の一考察—その意義と構成」(『近代』一一八号、神戸大学「近代」発行会、二〇一八・九)等によって葉室家すなわち顯隆流の側面から連続的に提起・展開され、荒木浩前掲14論文、同「統古事談作者論の視界—勤修寺流藤原定経とその周辺」(伊井春樹先生御退官記念論集刊行会編『日本古典文学史の課題と方法—漢詩和歌物語から説話唱導へ—』、和泉書院、二〇〇四・三所収)等が為隆流側からの検討を行っている